

西が丘小学校「学校いじめ防止基本方針」

平成26年4月30日制定
平成31年3月27日一部改正
令和4年2月24日一部改正
令和5年4月6日一部改正
令和6年4月8日一部改正
令和7年3月25日一部改正
令和7年8月26日一部改正

はじめに

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）第十三条の規定に基づき、また「北海道いじめの防止等に関する条例」（平成26年4月1日施行）、「北海道いじめの防止等に向けた取組プラン」（平成31年2月）や、「北海道いじめ防止基本方針」（令和5年3月）、「網走市いじめ防止基本方針」（令和元年11月）を参酌し、網走市立西が丘小学校の全ての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう「いじめの問題」を克服することを目的に策定するものである。

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめはいじめを受けた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについてを、児童自身が十分理解できるように努めなければならない。

1. いじめ問題防止等に対する基本的な考え方

a. いじめの定義

「いじめ」とは、当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）によって、心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」第二条第一項要約）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても、背景にある事情を調査し、児童の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否かを判断する。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えば、いじめられていても被害者本人が否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

b. いじめの禁止

- 児童等は、いじめを行ってはならない（いじめ防止対策推進法 第4条）
- 児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってはならない（北海道いじめ防止等に関する条例 第4条）

c. 求められる責務

保護者、地域住民、関係機関等との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合には、適切かつ迅速に対処する責務がある。（「いじめ防止対策推進法」第八条）

d. 学校の基本的な姿勢

i. （いじめの防止）

教育活動全体を通じて、児童一人一人が、心豊かに、安心して「いじめのない楽しい学校生活」を送ることができるように、学校づくり・学級づくりを行う。また、いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、自己および他者の存在を等しく認め尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。

ii. （いじめ早期発見）

「いじめはどの学校、学級でも起こりうる」という意識を持ち、些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階から的確にかかわりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的に認知する。教職員は児童に寄り添い、共感的理解に基づき一人一人の状況を把握するとともに、児童が安心して悩みや不安を相談できる信頼関係を構築する。

- iii. (いじめの対処)
いじめの発生が認知された場合は、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめを行ったとされる児童に対して、事情を確認したうえで適切に指導するなど、必ず組織的に対応する。
- iv. (家庭、地域、関係機関との連携)
保護者や地域住民（コミュニティスクール）、関係機関といじめ防止等に係る情報を個人情報保護に配慮しながら共有し、未然防止や早期発見、早期解決に向けて連携して対応できる体制を整える。

2. 西が丘小学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

a. 「西が丘小いじめ防止対策委員会」の設置 = いじめ事案に対応する組織

- i. 構成員 校長（主催） 教頭 生徒指導担当 教務主任
養護教諭 該当児童関係教職員 スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー その他校長が必要と認める者
- ii. 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、外部専門家、網走市教育委員会職員、教育相談員など専門的な知見を有する者などを臨時的に構成員とすることができる。
- iii. 校長は対策委員会を主宰し、対策委員会を代表する。
- iv. 「西が丘小いじめ防止対策委員会」は次にあげる事務を遂行する。
 - 1. いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談があった場合には、速やかに委員会を開き、対応に必要な情報を収集し、いじめであるかどうかの判断をする。
 - 2. いじめが発生した場合、いじめに関する指導や支援の体制、対応方法を決定する。
 - 3. いじめの対応等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかの確認やいじめの対応の効果がみられなかったケースの検証などを行う。
 - 4. 必要に応じて関係機関と連携する。
- v. 重大事態が起きた場合、学校設置者と連携し、収束に向け速やかに対応する。
 - 1. いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであるときは警察署と連携して対処する。
 - 2. 児童の生命、身体や財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに警察署に通報する。
- vi. 委員会は校長が招集する。
- vii. その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

b. 「生徒指導委員会」の開催 = いじめ防止、早期発見のための組織

- i. 構成員 全教職員
- ii. 生徒指導担当者が司会し、運営する。
- iii. 「生徒指導委員会」は、いじめ防止と早期発見のため、従来の生徒指導上の取組に加えて次の事務を遂行する。
 - 1. 月1回全職員で問題行動を有する児童や気になる児童、配慮が必要となる児童についての情報交換を行い、現状や指導方法を話し合って共通理解を図る。職員会議と同日に定例会を行う。
 - 2. 上記以外に緊急に話し合いが必要なときは、臨時の生徒指導委員会を行う
- iv. いじめ防止等のために、教職員の共通理解と意識啓発のための研修を生徒指導部と研修部が協力して実施する。（予防的な生徒指導の推進等）

3. いじめの防止等の対策のための具体的な取組

a. いじめの未然防止の取組

- i. いじめに対する理解の深化
 - いじめに対する認識や具体的な指導上の留意点等について、校内研修や職員会議で周知を図り、教職員全体でいじめに対する正しい認識を深める。
 - 北海道教育委員会「いじめ対応ガイドブック・支援ツール～コンパス～」を活用し、全ての教員が法に基づく適切な対応を行う。
- ii. 「心の教育」の充実
 - 授業や学校行事における人とのかかわり合う活動を通して、人とよりよくかかわっていこうとする意欲や態度を育成する。

- 道徳教育や学級指導の取組等を通じて、他人を思いやる心、生命や人権を尊重する心など豊かな心を育む。
- 異学年交流による活動を通して、豊かな社会性や個性の伸長を図る。
- 小・中学校の連携で9年間を見通し、生活・学習規律の一貫した指導を行うことにより規範意識を育む。
- 外部講師を招いて講話等を聞き、「情報モラル」や「いのちの教育」への理解を深める。
- iii. 人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成
 - 西が丘小学校いきいき健康プラン」にあるピア・サポート、ソーシャルスキルトレーニング、アサーショントレーニング等を計画的、効果的に活用するし、望ましい人間関係を構築する能力やコミュニケーション能力の育成を図る。
 - 「Q-Uテスト」や児童生徒理解支援ツール「ほっと」、ICT端末を用いた「心と体の健康調べ」等の利活用によって、児童の状況を把握し、不安や悩みにきめ細かく支援する。
- iv. 自己有用感や自己肯定感の育成
 - 「絆づくり」「居場所づくり」に努め、学校、学級内で児童一人一人が認められ、お互いを尊重する温かな人間関係を築かせ、自己有用感を高める。
 - 学校、学級に、暴力的ないじめの行為のみならず、いじめにつながる行為（一人を外して目くばせする、無視をする、にやにやする、顔を見て笑う、周りではやし立てる）、傍観する行為も同様に許さない環境・風土をつくる。
- v. 児童の主体的な活動の充実
 - 児童会活動や学校行事など、児童が主体的に活動する場を工夫し、いじめの防止等について主体的に取り組んでいこうとする態度を養う。
 - 児童会の運営委員会を中心に「いじめゼロ」への取組を工夫し、成果を「網走市子ども会議」等で発表する。
- vi. 日常的な指導の在り方
 1. 教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つとの認識の下、児童生徒一人一人について理解を深めるとともに、児童生徒との間の信頼関係の構築に努めなければならない。
 2. 教職員は児童に寄り添い、授業や休み時間、給食、清掃活動などを含め、常に子どもとかわかって信頼関係を築く。
 3. 教職員は、児童一人一人の変化に気づく感覚や、児童・保護者からの話を親身にとって聞く姿勢をもつ。
- vii. 性的マイノリティおよび多様な背景を持つ児童への支援
 1. 性的マイノリティとされる児童、および障がいや外国人等の多様な背景を持つ児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対する必要な指導を組織的に行う。
- viii. 性犯罪・性暴力の防止教育の推進
 1. 学校の教育活動全体を通じて性暴力防止に向け、児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう「命の安全教育」を推進する。
- b. いじめの早期発見
 - i. いじめ調査等
 1. 児童対象いじめアンケート調査
 - 生活部生徒指導が担当し、全学級で実施する。
 - 事後の教育相談と合わせて現状を把握する
 2. 教育相談週間を通じ学級担任による児童からの聞き取り調査

【面談内容】

①学習に関して
②生活に関して

③人間関係に関して
④気になること、困っていること等
 3. 定期的な「いじめチェックリスト」による点検

【いじめチェックリスト①、および②】

①前期期末反省会議、年度末反省会議で全職員によって行う。集約は教頭が行う。
②8月・12月に各担任が行い、生徒指導担当者が集約する。
 4. ICT端末を用いた「体と心の健康調べ」による毎朝の点検
 5. 日常の観察
 - 学習中、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して実態を把握する。
 - 遊びの時間、給食時間、掃除の時間などを通して実態を把握する。
 - 主な観察内容
 - 遅刻・早退が多い。また、休みがちである。

- 朝の会等で、いつもより元気がない。
 - 話し合い活動で、ほかの児童とあまり話さない。
 - 休み時間に教室にいられない。また、保健室に行く回数が増えている。
 - 親しかった友達との付き合いがなくなり、一人でいることが多い 等
6. 児童の様子の情報交換（随時）
 7. 学級経営交流会、学年始、学期末において、学級経営上の報告の中で、学級内の人間関係、配慮を要する児童等について交流
 8. 家庭訪問等を通しての保護者との連携
 9. 校内特別支援委員会での情報収集
- ii. いじめ相談体制
 1. 児童及び保護者がいじめに関わる相談を行うことができるよう、相談体制の整備を行う。
 2. 複数のいじめ相談窓口の設定と周知
 - 窓口：担任、養護教諭、生徒指導担当、教務主任、教頭、校長
 3. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員の活用
 4. 「SOSの出し方に関する教育」を実践し、児童が安心して相談できる環境を整備する。

c. いじめの認知

- i. いじめの積極的な認知に向けて、いじめとして認知すべき具体例を示すとともに、教員同士が自校の実情について協議し合う機会の設定や、協議結果を踏まえた学校における研修の充実を推進する。
- ii. いじめを見逃すことのないよう、アンケート調査や個人面談の実施後、管理職を含めた「西が丘小いじめ防止対策委員会」が、それらの結果の検証を適切に行うための留意点をまとめた資料を作成し、配布する。
- iii. 学校のでいじめの防止基本方針やいじめに対する取組について、保護者の理解を図るため、入学式や各年度の開始時にいじめに関する相談窓口の周知を行うとともに、資料を配布し、説明を行うなどの取組を推進する。

d. いじめの対応（初期）

- i. いじめ発覚直後の対応
 1. 生徒指導担当（対応が難しい場合は教頭）へ速やかに報告する。
 2. 校長は、いじめ防止対策委員会を招集する。
- ii. いじめ防止対策委員会による第1次対応
 1. 管理職（校長、教頭）を中心に情報を確認し、今後の対応の協議、役割分担等を行う。
 2. 情報の共有と時系列による記録の整理、保管を確認する。
- iii. 関係者への聞き取り
 1. 関係する個々の児童の思いをしっかりと受け止めながら、いじめの詳細について聞き取りを行う。
 2. いじめを受けた児童への聞き取り
 - 信頼関係のある複数の教職員が、本人の心理的な状況等を十分に確認し、個別に別室で聞き取りを行う。
 - 「報復を恐れて真実を語れない」ということがないよう、「いじめは絶対に許されない」、「教職員が全力で安全を守る」ことを伝える。
 3. いじめを行った児童への聞き取り
 - 複数の教職員で事実関係を聞き取り、いじめの具体的な行為を確認する。
 - いじめの認識がない場合もあるので、いじめられている側のつらさを伝えながら、丁寧に聞き取りを行う。この場合、聞き取りが長時間に及ばないようにし、水分補給や用便など健康面にも十分配慮する
 4. 周囲の児童への聞き取り
 - 複数の教職員で対応し、情報提供者が分からないよう万全の配慮をすることを伝え、具体的な事実（いつ、誰が、どこで、どのようなことがあったのか）を聞き取る。
- iv. いじめ防止対策委員会による第2次対応
 1. 校長は「西が丘いじめ防止対策委員会」を招集し、聞き取った内容（不明確なことがあれば再度聞き取り）をもとに、以下のことを協議する。
 2. 主な協議内容
 - いじめを受けた児童とその保護者への対応
 - いじめを行った児童とその保護者への対応
 - 他の児童及び保護者への対応

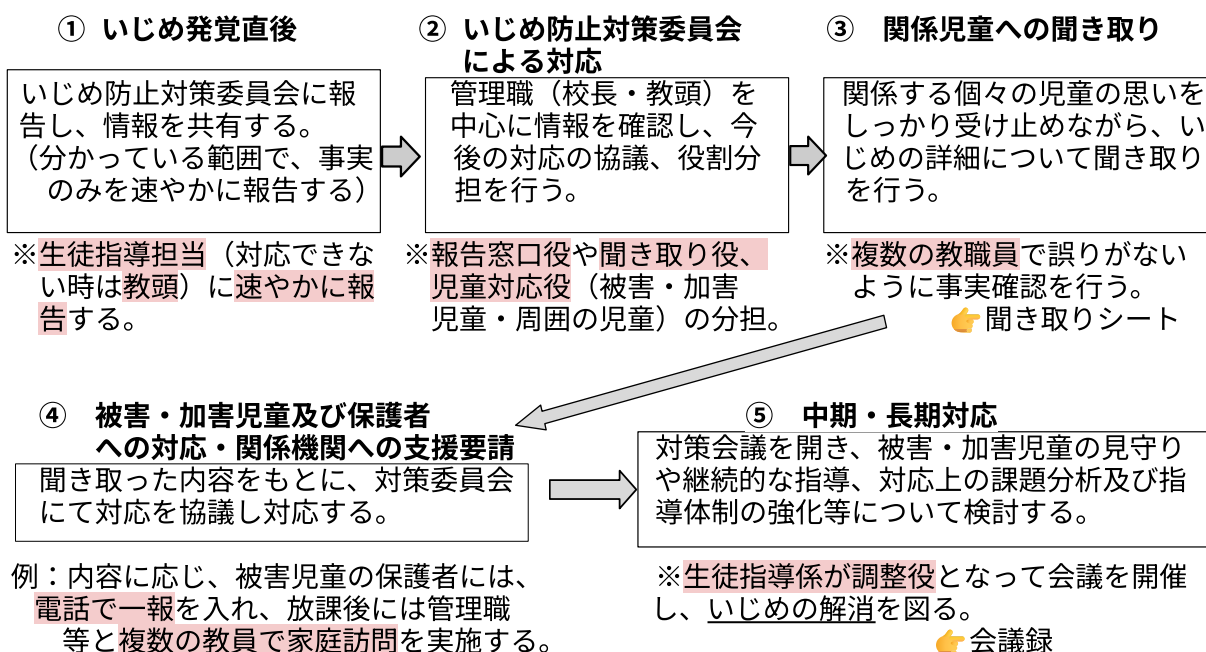
- 関係機関等への報告と支援要請（必要に応じて）
 - 別室指導や出席停止（学校教育法第35条）等の処置の検討（必要に応じて）
- v. 児童・保護への対応
1. いじめを受けた児童への対応
 - 本人の心理的な状況を十分に確認し、不安（疎外感・孤独感等）の払拭に努め、全教職員が全力で支えることを約束する。
 - 今後の対応については、本人と相談して決定する。
 - 必要に応じて、本人や保護者の了解のもと、スクールカウンセラー等による心のケアを行う。
 - いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、必要に応じていじめを行った児童を別室で指導し、状況に応じて出席停止制度を活用するなど、落ち着いて生活できる環境を整備する。
 - いじめを行った児童との関係改善を望む場合には、教職員や保護者が同席のもと、謝罪・和解の機会を設けるなどして関係修復を図る。
 2. いじめを受けた児童の保護者への対応
 - 事態発覚後は不確定要素も含めて速やかに保護者に報告し、その後の連絡も継続する。
 - 管理職等、複数の教員で家庭訪問を行う。
 - 学校管理下で起こったことへの謝罪を行うとともに、いじめの概要を説明する。
 - 事実関係を伝えるとともに、保護者の思いや考えをしっかりと聞き取り、今後の学校との連携方法について話し合う。
 3. いじめを行った児童への対応
 - いじめは人格を傷つける卑劣な行為であることを理解させ、振り返りを十分にを行い、謝罪も含め自らの行動の問題点に気づかせるよう指導する。
 - 今後の被害児童との関係を考えさせ、改善すべき言動等について話し合い、約束させる。
 - 成育歴や人間関係等、背景の理解に努め、本人の気持ちも理解しながら、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。
 - 全教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に再発防止の処置を講じる。
 4. いじめを行った児童の保護者への対応
 - 管理職を含めた複数の教職員で対応する。
 - いじめを行った児童が複数いる場合は、不公平感を抱かれることがないように配慮する。
 - いじめを行った児童への非難に陥ることなく事実関係を伝えるとともに、保護者の心情に共感的に理解しながら、今後の学校との連携方法について話し合う。
 - 学校の指導や支援について説明をする。
 - いじめを受けた児童との関係改善にむけた謝罪等を相談する。
 5. 周囲の児童への対応
 - いかなる理由があってもいじめはいけない」という姿勢を示し、学校・学校・学級全体の問題としてとらえさせる。
 - 「観衆や傍観者」についても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
 - はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させ、謝罪を含め自らの行動の問題点に築かせるように指導する。
 - いじめを受けた児童に対する配慮について指導する。
 - いじめを行った児童への二次的ないじめ被害が起こらないように留意する。
 6. 周囲の児童の保護者への対応
 - 重大事態の場合、いじめを行った児童・いじめを行った児童及び関係保護者の理解のもと、臨時の保護者会等を開催して、状況を説明する。
 - いじめを行った児童やその保護者を責めるのではなく、学校・学年・学級全体の問題として報告する。
- vi. 関係機関への支援要請
1. いじめの事実を確認した場合は、網走市教育委員会への報告を行う。また、重大事態発生時の対応については、法に則して、網走市教育委員会へ報告し指導・助言、支援を求め、学校だけでは解決が困難な場合は、警察や関係機関（児童相談所等）などの協力を得て、学校として組織的に動く。

2. 児童の生命や身体の安全が脅かされているようないじめ事案は、直ちに警察に通報し、連携していじめられている児童の安全確保のために必要な処置を行う。
3. 別室指導や出席停止（学校教育法35条）を行う際は、その期間や指導内容について検討しておく。出席停止等の処置が必要と考えられる場合は、速やかに教育委員会に相談する。

e. いじめの対応（中期・長期）

- i. 児童の見守りと継続的な指導
表面上は解決したように見えても、より見えにくい形でいじめが潜行する場合もあることから、いじめを受けた児童・いじめを行った児童のきめ細かな見守りや教育相談を継続して行う。
- ii. いじめ事案対応上の課題分析と指導体制の強化
発生したいじめ事案を分析し、課題を明らかにして、再発防止に向けて指導体制を強化する。
- iii. 西が丘小学校「学校いじめ防止基本方針」見直し・改善
- iv. 進級・進学に伴う引き継ぎ
進級・進学の際は、いじめ事案に関しても確実な引き継ぎを行う。
- v. 関係機関等と連携した対応
必要に応じて、再発防止に向けて、関係機関等と連携した継続的な対応を行う。

【いじめ対応図】



f. インターネット上のいじめへの対処

- i. インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導力の向上に努める。
- ii. 未然防止には、児童所有のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者と連携した取組を行うある。（保護者所有の者を一時的に使用する場合も）早期発見に、メールを見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。
- iii. 「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門的な期間と連携して対応していく。

g. いじめの解消

- i. いじめに係る行為がやんでいること
いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。
- ii. いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する

4. 重大事態への対処

a. 重大事態の意味

- i. 重大事態とは、「いじめ防止対策推進法」第28条題1項に基づき、「いじめにより当該学校に在籍する児童等に『生命、心身または財産に重大な被害』が生じた疑いがあると認める場合」を指す。
- ii. 具体的に以下のような場合を指す。
 1. 児童が自殺を企図した場合
 2. 身体に重大な傷害を負った場合
 3. 金品等に重大な被害を被った場合
 4. 精神性の疾患を発症した場合
 5. いじめにより当該学校に在籍する児童が「相当の期間」学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。「相当期間」とは不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。
 6. 児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申し立てがあった場合。その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と判断しても、重大事態として扱う。

b. 重大事態発生時の対応

- i. 連絡体制の確認
 1. 発見者→担任→生徒指導担当→教頭→校長
 2. 校長→教育委員会学務係
 3. 緊急時には、臨機応変に対応する。
 4. 教育委員会への一報後、改めて文書で報告する。
 5. 必要に応じて警察等関係機関に通報する。
- ii. 重大事態発生時の初動対応
 1. 「西が丘小いじめ防止対策委員会」の招集と「いじめ対応ガイド・支援ツール『コンパス』」の確認
 2. 教育委員会学務係への報告と連携
 3. 調査方法の実施（事実の究明）
 - 調査は学校が主体となる場合と、教育委員が主体となる場合があり、その判断は教育委員会が行う。
 - 学校が行う場合は、支援チームから必要な指導・支援を受け実施する。
 - 児童の安全確保を最優先とする。
 - 事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、客観的な事実関係を明らかにすることを目指す。
 - これまでに学校で行ったアンケート等についても、必要に応じて再分析する。
 4. 警察への通報など関係機関との連携

5. 保護者との連携

- a. 児童が発する変化のサインに気づいたら、学校に相談することの大切さを伝える。
- b. 「いじめ問題」の解決には、保護者との連携が大切であることを学校だより、参観日の全体懇談会などで伝えていく。
- c. アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどを把握し、いじめの未然防止に努め、共に解決することで、保護者との信頼関係を深める。
- d. インターネットや携帯電話の危険性について、資料を保護者に配布して啓発する。
- e. 保護者向け資料「いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について」を配布し、いじめの定義や対応についての連携を図る。

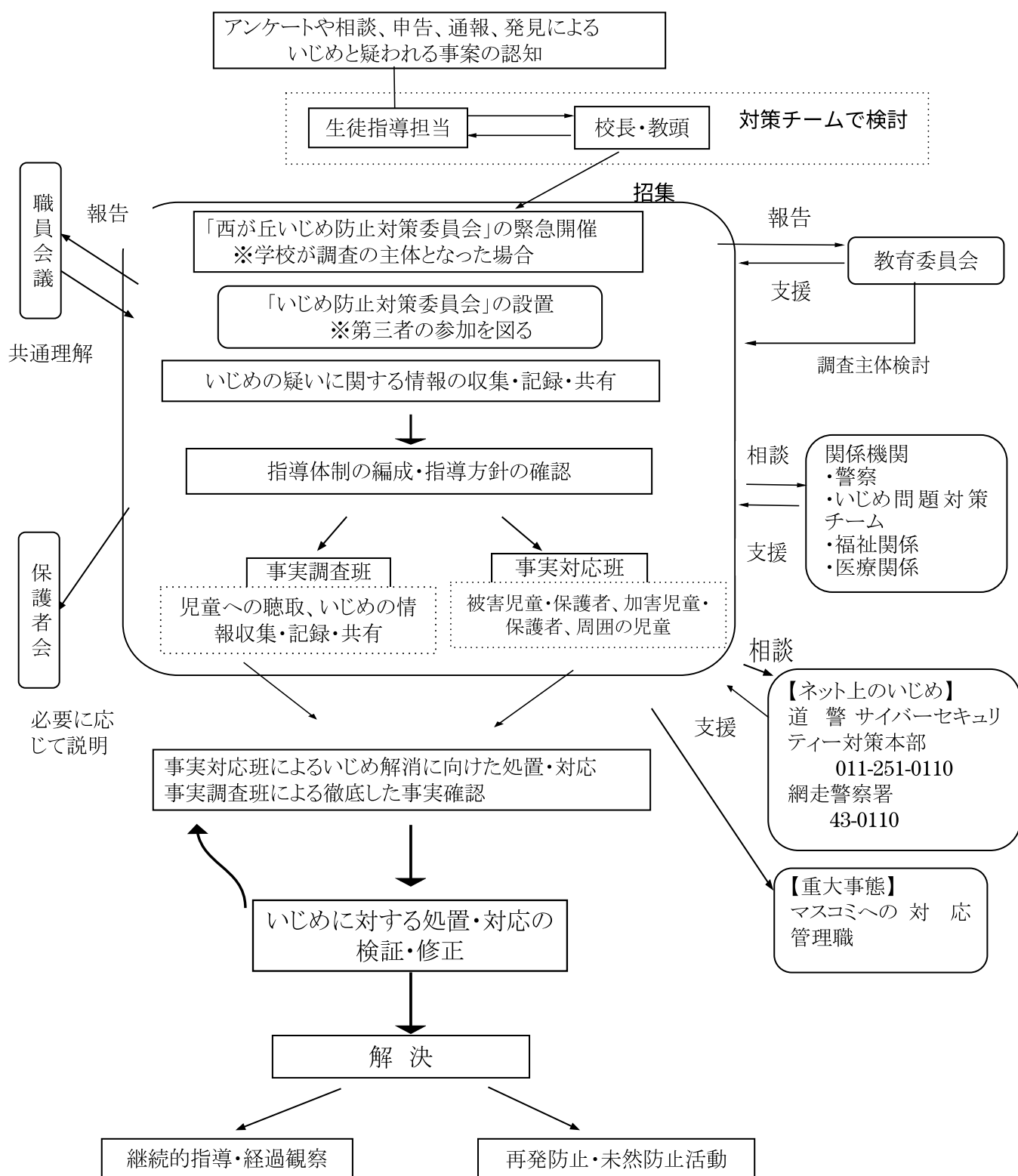
6. 網走西部地区住民との連携について

- a. 地域全体で、「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAの集まりや学校運営協議会、地域の集まり等で、いじめ問題などの健全育成についての話し合いを進める。

7. 学校の取組に対する検証・見直し

- a. 西が丘小学校「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクルで見直し、実効性のある取組となるように努める。
- b. いじめ防止対策に関する項目を学校評価（内部評価）及び保護者への学校評価アンケートに盛り込んで実施し、いじめに関する取組の検証を行う。

8. いじめ事案への組織的対応図



- ※ いじめ事案の内容により「西が丘いじめ防止対策委員会」の構成は柔軟に検討して校長が任命する。
- ※ 重大事態の調査主体が教育委員会の場合は、教育委員会への資料等の提出など調査に協力する。

いじめチェックリスト①（学校用）

実施： 9月 ・ 2月

1 指導体制

- いじめの問題の重大性を全教職員が認識し、校長を中心に一致協力体制を確立して実践に当たっているか。
- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について職員会議等の場で取り上げ、教職員間の共通理解を図っているか。
- 教師は、日常の教育活動を通して、教師と児童・生徒、児童・生徒間の好ましい人間関係の育成に努めているか。
- 児童・生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応しているか。
- いじめについて訴えがあったときは、学校は、問題を軽視することなく、的確に対応しているか。
- いじめられる児童・生徒を徹底して守り通すことができているか。

2 教育相談

- 校内に児童・生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができるような教育相談の体制が整備されているか。また、それは、適切に機能しているか。
- 学校における教育相談について、保護者にも十分に理解され、保護者の悩みに応えることができる体制になっているか。
- 教育相談では、悩みをもつ児童・生徒に対して、その解消が得られるまで継続的な事後指導が適切に行われているか。
- 教育相談の実施に当たっては、必要に応じて教育センター等の専門機関との連携が図られているか。
- 教育センター、人権相談所、児童相談所等学校以外の相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し周知や広報の徹底が行われているか。

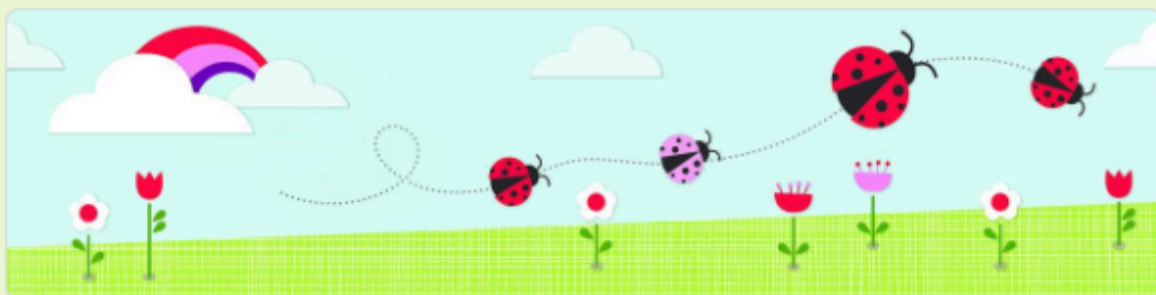
3 教育活動

- 学校全体として、校長をはじめ各教師がそれぞれの指導場面において、いじめの問題に関する指導の機会を設け、積極的に指導を行うよう努めているか。
- 道徳や学級指導・ホームルームの時間に、いじめにかかわる問題を取り上げ、指導が行われているか。
- 学級会活動や児童・生徒会活動などにおいて、いじめの問題とのかかわりで適切な指導・助言が行われているか。
- 児童・生徒に幅広い生活体験を積ませたり、社会性の涵養や豊かな情操を培ったりする活動の積極的な推進を図っているか。特に、「社会で許されない行為は子どもでも許さない」との強い認識に立って指導に当たっているか。
- 学校生活の基盤である授業は、全ての児童・生徒が参加できる、分かりやすい授業が行われているか。

4 家庭・地域社会との連携

- 学校は、PTAや地域の関係団体等とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて地域ぐるみの対策を進めているか。
- 学校は、家庭に対して、いじめの問題の重要性について認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信等を通して、家庭と緊密な連携・協力を図っているか。
- いじめが起きた場合、学校として、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たっているか。
- いじめの問題解決のため、学校は必要に応じ、教育センター、児童相談所、警察等の地域の関係機関との連携・協力を行っているか。
- いじめの問題の情報について、正しく速やかに提供するとともに、家庭的な愛情や支え、信頼に基づく厳しさ、会話や触れ合いが解決につながることを伝えているか。

いじめチェックリスト②（担任用）					
学 級		報告者		実施日	
表情・態度 ☐ 元気がなく、落ち込んでいる。 ☐ 視線を合わせようとしない、態度がおどおどしている。 ☐ 顔色が冴えない ☐ 表情が暗く、硬い。 ☐ 沈みこんだり、泣いたり、情緒不安定である。					
学校内での様子 ☐ 遅刻や早退が目立ち、学校を休みがちである。 ☐ 持ち物や教科書、ノートに他者からのいたずら書きがある。 ☐ 教科書やノート等の持ち物をよく紛失する。 ☐ 傷やあざ、鼻血を出した跡がある。 ☐ 教員から離れようとせず、何かを訴えたような行動を取る。 ☐ 仲間に入れずに一人でポツンとしている。 ☐ 保健室の出入りが多くなる。 ☐ 休み時間にトイレなどに閉じこもる。 ☐ 授業前ぎりぎりに教室に戻る。または教室に戻りたがらない。 ☐ 意見を述べると周囲からヤジや奇声、笑い声が出る。 ☐ 勝手に席を替えられている。 ☐ 人の嫌がる仕事をしたり、最後まで一人で仕事をしている。 ☐ 給食を食べ残すことが多くなる。 ☐ 一人で掃除や片づけをしていることが多い。 ☐ 日記や生活ノートに不安や悩みを訴える。 ☐ 理由もなく成績が下がる。					
集団での様子 ☐ ふざけた雰囲気の中で班長や学級代表が選ばれる。 ☐ 授業中、特定の子供の方にみんなの視線が行く。 ☐ いつも特定の子供の机が曲がっていたり、机が離れた状態が見られる。 ☐ 掲示物や黒板に悪口の落書きがある。 ☐ 些細なことで冷やかすグループがある。 ☐ 失言を笑われる子どもがいる。 ☐ 仲間に入れずに、一人になってしまう子がいる。 ☐ 一人で掃除や給食の片づけをしている子どもがいる。 ☐ 特定の子やグループが、一人の子に対して指示したり威嚇したりする態度が見られる。					



体と心のけんこうしらべ

毎朝、その日の様子を書きましょう。
まいあさ、そのひのようすをかきましょう。

makoto.endou@abashiri-city.ed.jp [アカウントを切り替える](#)



共有なし

* 必須の質問です

学年 がくねん *

- ☐ 1ねん
- ☐ 2年
- ☐ 3年
- ☐ 4年
- ☐ 5年
- ☐ 6年

[次へ](#)

[フォームをクリア](#)

心と体の健康しらべ保管先

Google > 共有ドライブ > 西が丘小職員室 > 01_校務分掌
> 年度 > 保健

いじめ防止に関わる年間スケジュール

月	実 施 項 目	関連事項
3	児童引継ぎ	学級経営反省会議
4	生徒指導交流会（毎月1回）	学級開き 家庭訪問
5		Q－Uの実施、分析
6		
7	いじめアンケート①（全児童対象） 教育相談①（全児童対象）	
8	いじめチェックリスト②（各担任）	
9	いじめチェックリスト①（全職員）	学級経営反省会議
10		どさんこ子ども会議（児童会）
11	いじめアンケート②（全児童対象）	
12	教育相談②（全児童対象） いじめチェックリスト②（各担任）	
1		網走市子ども会議
2	いじめチェックリスト①（全職員） 「いじめ防止基本方針」の見直し	
3	児童引継ぎ	学級経営反省会議